



2019年2月14日

各 位

会 社 名：アサヒグループホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 兼 CEO 小 路 明 善
(コード：2502 東証第1部)
問合せ先：広報部門ゼネラルマネジャー 田中 隆之
(TEL：03-5608-5126)

役員報酬制度の見直しに伴う株式報酬制度の改定について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しに伴う株式報酬制度の改定を決議し、2019年3月26日開催予定の第95回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 株式報酬制度改定の背景、目的

当社は、中長期の持続的な成長と企業価値向上への当社取締役（社外取締役を除きます。）の貢献意欲を高めるため、2016年に「業績連動型株式報酬制度」（以下「現制度」といいます。）を導入しました。この制度は、中長期の変動報酬として、実際の報酬額が株価の影響を受けることにより、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有するとともに、3年間の会社業績に連動させることで、中長期の持続的な成長への動機付けを高めることを目的としておりました。

一方当社は2018年、欧州事業の買収による成長基盤の拡大等を勘案した当社グループの変化及び将来のグループの目指す方向・姿を見据え、取締役インセンティブ諸制度を見直すこととし、中期経営方針と連動した新たなインセンティブ制度の「中期賞与制度」（以下「中期賞与」といいます。）の新設、及び単年度業績への動機付けを強めた「年次賞与制度」（以下「年次賞与」といいます。）の改定等を実施しました。中期賞与は、中期（3年間）の業績達成を強く動機付けることを目的に、中期経営方針の目標と連動し、財務的価値指標並びに社会的価値指標を業績指標とする賞与制度です。また、年次賞与は、持続的な財務的価値向上と計画達成両面への強い動機付けのため、前年比と予算達成比をあわせた評価方法に改定するなど、中期賞与との目的の違いを明確にし、毎年の着実な業績達成を強く動機付けることとしております。なお、中期賞与及び年次賞与とも、当社取締役個々の能力発揮の最大化を図るとともに、個々の貢献度に応じて適正に報いるため、個人評価を導入しました。

以上の背景から、現制度の更新時期にあわせ、当社取締役に対する株式報酬制度の内容を取締役インセンティブ諸制度の見直しを踏まえたものに改定し、取締役インセンティブとして報酬制度全体が果たす機能を強化することとしました。具体的には、現制度の機能の一つであった中期の業績達成への動機付けは新設の中期賞与に機能を移行、強化します。改定後の株式報酬制度（以下「新制度」といいます。）は、「長期にわたる継続した企業価値向上に対する取締役の動機付け」と「株主の皆様との利益・リスクの共有を図ること」に特化し、業績並びに外部経済環境等の影響による株価変動の利益・リスクを株主の皆様と同じ視点で享受又は負担する制度といたします。

なお、社外取締役については、現制度と同様に新制度の対象とはなりません（社外取締役は基本報酬のみ、賞与なし）。

当社取締役インセンティブ諸制度の比較表

	年次賞与	中期賞与	株式報酬（新制度）
期間	単年度	3年	3年
支給方法	現金	現金	株式
支給時期	毎年3月	当該期間終了後翌年3月	退任時
業績指標（ウェイト）	連結事業利益（50%） 親会社の所有者に帰属する 当期利益（50%）	財務的価値指標（60%） 社会的価値指標（40%）	（なし）
個人評価	あり	あり	（なし）
クローバック（報酬の返還） 条項	（なし）	（なし）	あり

2. 新制度における報酬の額及び内容

(1) 新制度の概要

新制度は、社外取締役を除く取締役（以下「取締役」といいます。）に対し、役位・役割に応じたポイントを毎年付与し、取締役の退任時に、付与されたポイントの累積数に相当する数の当社株式を交付するという、長期の株式報酬制度です。新制度導入にあたっては、旧制度と同様に、当社が金銭を拠出し設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、対象となる取締役に株式を交付するという、役員向け株式交付信託の仕組みを採用します。なお、取締役に当社株式等の交付等を行う時期は、原則、取締役の退任時であります。

(2) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、本信託の期間中における毎年の決算承認取締役会の日に、役位・役割に応じて算定されるポイントを付与します。ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり25,000ポイントを上限とします。

(3) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、新制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、2019年12月末日に終了する事業年度から2021年12月末日に終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）中に、金300,000,000円を上限とする金銭を、2016年12月28日に設定済みである本信託に対して追加拠出し、一定の要件を満たす取締役に受益者として本信託を継続します。本信託は、当社が追加信託した金銭（及び、追加信託以前に本信託内に残存する金銭があれば当該残存金銭）を原資として、当社株式を、株式市場を通じて、又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当社の取締役会の決議により、対象期間を3年ごとに延長するとともに信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間中に、金300,000,000円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された本信託の期間内に前記(2)のポイントの付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記によるポイント付与を継続しない場合であっても、本信託の期間満了時において、既にポイントを付与されているもののまだ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

※当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額をあわせた金額となります。

管理人（当社及び当社の子会社並びにそれらの役員及び執行役員から独立している者として）を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、信託期間を通じ、不行使の指図をします。

⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。

⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めた一定の要件を満たす場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。

イ. 本信託への追加信託

本定時株主総会で、本制度の導入についてご承認いただくことを条件として、当社は、前記（４）に従って交付を行うため、必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式につき、本信託が一定期間分の先行取得に必要な資金を本信託に対して追加拠出します。本信託は、後記エ. のとおり、当社が拠出する資金（及び、追加信託以前に本信託内に残存する金銭があれば当該残存金銭）を原資として、当社株式を一括して取得します。

ウ. 本信託の期間

本信託の信託期間は、2016年12月28日から2019年6月末日までとして設定されていましたが、信託期間を2022年6月末日（予定）まで延長いたします。ただし、前記（３）のとおり、本信託の期間の延長を行うことがあります。

エ. 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しております。なお、本信託の期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が本信託の期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（３）の本定時株主総会でご承認いただいた信託金の上限の範囲内で本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

オ. 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

カ. 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

キ. 本信託の終了時の取扱い

本信託の終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会の決議により消却することを予定しております。本信託の終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社の子会社並びにそれらの役員及び執行役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附することを予定しております。

以上